

令和3年度施行

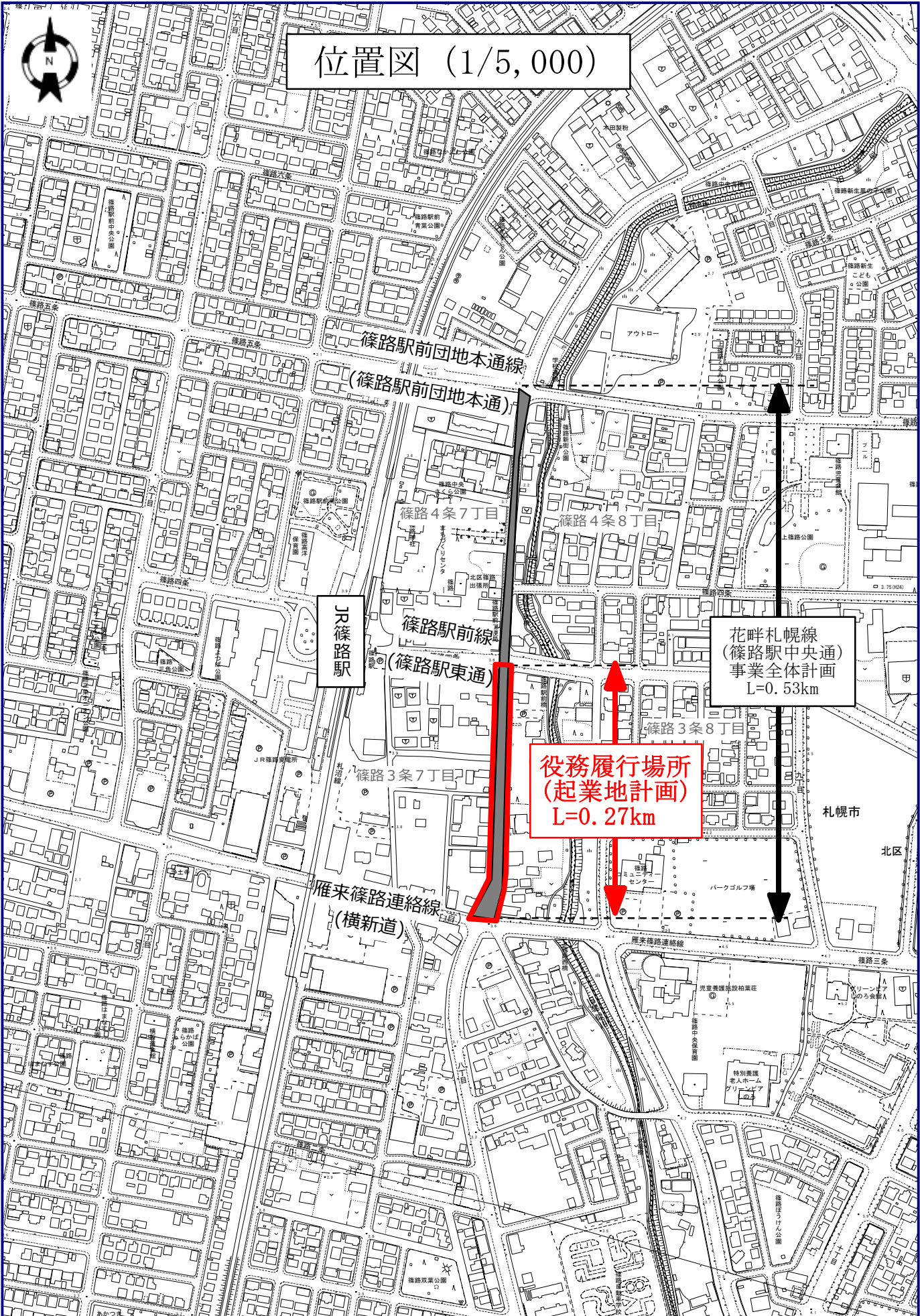
業務設計書(公示用)

件名 一般道道花畔札幌線 事業認定申請図書等作成業務

札幌市建設局土木部



# 位置図 (1/5,000)



篠路駅前団地本通線  
(篠路駅前団地本通)

JR 篠路駅

篠路駅前線  
(篠路駅東通)

花畔札幌線  
(篠路駅中央通)  
事業全体計画  
L=0.53km

役務履行場所  
(起業地計画)  
L=0.27km

雁来篠路連絡線  
(横新道)

札幌市  
北区

役務の名称 一般道道花畔札幌線 事業認定申請図書等作成業務

総役務費 \_\_\_\_\_ 円也

一金 内訳 役 務 費 \_\_\_\_\_ 円也

消費税等相当額 \_\_\_\_\_ 円也

業 務 説 明

1. 役務の内容

本業務は、一般道道花畔札幌線の事業認定を受けることを目的として事業認定機関に対する事前相談を行うための相談用資料の作成を行うものである。

2. 履行場所

札幌市北区篠路3条7丁目ほか

3. 役務の期間

契約締結日から令和4年3月11日までとする。

4. 仕様書及び特記仕様書

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に洩らしてはならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (3) その他の事項については、別紙特記仕様書による。
- (4) 本業務に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と連絡を取り、指示を受けること。

5. 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり役務着手前に役務内容の詳細について、委託者と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届・主任技術者等指定通知書及び経歴書
- (2) 業務日程表（業務履行計画書）

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 成果品一式

# 特記仕様書

## (事業認定申請図書等作成業務)

### 1. 業務目的

本業務は、道道花畔札幌線（全体計画延長 0.53km、起業地延長 0.27km、関連事業を含まない）において、土地収用法に基づく事業認定申請に向け、事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）および環境影響評価資料（案）を作成することを目的とする。

### 2. 着手日

本業務の着手日は、契約締結日を予定している。

### 3. 業務内容

#### ア 作業計画

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、業務の円滑かつ効率的実施に向け具体的な業務内容について検討し、業務計画書を作成する。

#### イ 相談用資料作成

事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成を行う。

##### (1) 現地踏査

事業認定申請図書（案）作成等に先立ち、本事業区間における現地の概況を把握する。

##### (2) 現地調査等

事業認定申請図書（案）作成に必要な起業地区間の区域の調査等で、主として次の項目について行う。

- ・法第4条地等管理台帳調査
- ・法第4条地等物件調査
- ・土地面積の概数積算
- ・法第4条地面積等の積算
- ・その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

##### (3) 資料の収集及び作成

当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で、主として次の項目について行う。

- ・計画内容に係るもの
- ・公益性等に係るもの
- ・現状写真及び当該工事進捗に係るもの
- ・その他の資料の収集及び作成

##### (4) 調書等の作成

事業認定申請図書（案）として、主として次の調書の作成を行う。

- ・事業認定申請書（案）
- ・事業計画書
- ・法第4条地の調書及び管理者の意見書（案）
- ・その他必要な書面等

##### (5) 添付図面の作成

事業認定申請図書（案）に添付を要する図面として、主として次の図面（6種類）の作成を行う。

- ・起業地表示図
- ・法第4条地表示図
- ・法第4条地管理者意見照会添付図
- ・起業地計画図等
- ・参考資料として必要な図面（残件表示図）
- ・その他必要と認められる図面（標準横断図）

## ウ 環境影響評価資料作成

事業認定庁に対する事前相談を行うための環境影響評価資料（案）の作成を行う。

### (1) 環境調査

当該事業実施区域及びその周辺において、動物・植物の生息・生育状況を把握するため、現地調査を行う。

#### A) 動物調査

・現地確認法 2季（各季節1回）

#### B) 植物調査

・現地踏査（陸上植物） 2季（各季節1回）

### (2) 予測・評価

現地調査結果及びその周辺で実施されている既存の環境調査を基に、生活環境及び自然環境への予測評価を行い、必要に応じて保全措置を検討する。

#### A) 自然環境

現地調査結果等を踏まえて自然環境（動物・植物）の影響予測を行うとともに、必要に応じて保全措置を検討し、それらの結果の評価を行う。

#### B) 生活環境

最新の将来交通量等に基づき、次の項目について生活環境の影響予測を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を検討し、それらの結果の評価を行う。

・大気質（予測条件の整理含む） ・騒音 ・振動

### (3) 環境影響評価資料の取りまとめ

上記の検討結果について、環境影響検討資料（案）として取りまとめを行う。

## エ 報告書作成

調査結果についてとりまとめ、業務報告書を作成する。

## 4. 打合せ

打合せ協議は以下の回数を予定する。なお、主任設計者は全ての打合せに出席すること。  
業務着手時、成果品納品時、中間（1回）

## 5. 成果品

1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用手引き [土木業務編]: (以下、「手引き」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」の解釈に疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「手引き」に基づいて行うものとする。

- 3) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

## 6. 貸与資料

本業務にあたり、下記のデータを貸与する予定である。

「平成 23 年度 花畔札幌線道路予備検討業務」

「平成 27 年度 道道花畔札幌線交差点予備検討業務」

「令和元年度 道道花畔札幌線（雁来篠路連絡線～篠路駅前団地本通線間）道路修正設計」

## 7. その他

- 1) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- 2) 受託者の不注意によって生じた費用及び第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において負担すること。

## 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受注者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 発注者は、受注者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。